

経済産業省告示第四十七号

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月七日

経済産業大臣 茂木 敏充

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示(平成二十四年経済産業省告示第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七号イ中「二グラム」を「三グラム」に改め、同号ロ中「六千立方センチメートル」を「一万四千立方センチメートル」に、「二万九百二十ジュール」を「四万八千ジュール」に、「百グラム」を「五百二グラム」に改める。

第二十八号イ中「二グラム」を「二・五グラム」に改め、同号ロ中「六千立方センチメートル」を「一万四千立方センチメートル」に、「二万九百二十ジュール」を「四万八千ジュール」に、「百グラム」を「五百二グラム」に改める。

第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定により承認された着用型自動除細動器に用いられる導電性の薬液の射出装置であって、次の要件を満たすもの。

- イ 爆薬の量が0・00四グラム以下であること。
- ロ 電気点火により、ガスを発生させる構造であること。
- ハ 爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。
- ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ホ 内部の爆薬が容易に取り出せない構造であること。

附則

この告示は平成二十六年三月七日から施行する。